

加須市広告付受付番号自動発券機システム提供者募集要領

加須市は、窓口の混雑緩和や待ち時間の短縮による市民サービスの向上、経費の削減、地域経済の活性化及び行政情報の広報を目的として企業等の広告付きの受付番号自動発券機システム（自動発券機、受付した番号を表示する番号案内表示機及び周辺機器並びに市の行事等の行政情報、市内企業等の広告を映像放映によりPRする機能を有する機器をいう。以下「自動発券機システム」という。）を無償で提供及び設置、運営していただける広告事業実施事業者を募集します。

なお、広告の募集、映像の作成は自動発券機システム提供者が行うものとします。

1 募集内容

(1) 設置機器及び用途

市民課の窓口において、証明書の交付、戸籍の届出、住民異動届等の順番を整理するためのシステムとし、行政情報及び企業等の広告を放映する。

(2) 設置場所

別紙1の「仕様書」のとおり

(3) 仕様等

別紙1の「仕様書」のとおり

(4) 実施期間

自動発券機システムの運用開始日から原則5年間（令和5年4月1日運用開始）とする。

ただし、自動発券機システム提供者は自動発券機システムの運用開始日前に加須市職員（市民課窓口を担当する者）への操作研修及び機器調整を実施すること。

2 応募資格

応募できる事業主は単独の事業者とし、次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 契約案件の公告時に有効な物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載があること。
- (2) 過去2年以内に地方公共団体に対し自動発券機システムの無償提供の実績があること。
- (3) 市町村税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 放映する広告について、広告内容を審査できる体制が整えられていること。
- (6) 暴力団員等、暴力団の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 消費者金融又は事業者金融を営む者でないこと。
- (8) 利殖を目的とした投資、投機のある、勧誘、募集等を行う者でないこと。
- (9) 自動発券機システムの不具合等、緊急時に速やかに点検及び修理を行うため、概ね1時間以内に設置場所に到着が可能である埼玉県内に本社又は支社若しくは営業所を有していること。

3 募集期間等

(1) 募集要領の配布

加須市役所ホームページからPDFファイル等により配布する。

(2) 申込書の提出

事業主は、令和4年12月28日（水）までに「広告付受付番号自動発券機システム申込書」（加須市広告付受付番号自動発券機システムの無償設置及び運用に関する要綱 様式第1号）及び会社概要（会社案内パンフレット可）を加須市役所市民課へ持参又は郵送により提出してください。なお、持参する場合は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、令和4年12月28日（水）必着のこと。

(3) 応募書類の提出

事業主は、令和5年1月11日（水）までに次の書類を加須市役所市民課へ持参又は郵送により提出してください。なお、持参する場合は、土曜日、日曜日及び12月29日から1月3日を除く午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、令和5年1月11日（水）必着のこと。

ア 提案書（任意様式） 正本1部及び副本9部

次の事項をもれなく記載すること。

(ア) 企画提案の概要

(イ) 行政情報の広報と民間企業の広告の方法

(ウ) 民間企業等の広告の募集方法

(エ) 民間企業等の広告の審査体制

(オ) 自動発券機システムの保守及び維持管理の体制（緊急時の対応を含む）

(カ) 自動発券機システムに関する市職員への研修体制

(キ) 他自治体の導入実績

(ク) 市にとっての経費節減効果等の考え方〔加須市へお支払いいただける貸付料等の年額（貸付料（広告料の一部）及び民間企業広告に係るモニターの使用に伴う電気使用料相当額）〕

(ケ) 契約期間中の広告主が集まらない時の考え方

(コ) 契約終了時（5年後）における当該事業の考え方及び原状復帰の方法

(サ) その他独自の提案、工夫など

イ その他

(ア) 提出後の企画提案等の内容の修正、変更等は認めない。

(イ) 提出書類等に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(ウ) 提出書類等は、一切返却しない。

4 自動発券機システム設置提供者の選定方法及び結果

(1) 選定方法

提出書類及びプレゼンテーション又はヒアリングにより、企画提案内容、業務実績、実現性等を総合的に評価し、自動発券機システム提供者を選定する。ただし、審査の結果、ふさわし

い提案がない場合は、選定しないことがある。

(2) 選定結果について

広告付受付番号自動発券機システム提供者決定通知書（加須市広告付受付番号自動発券機システムの無償設置及び運用に関する要綱 様式第2号）により、申込者に通知する。なお、選定結果に対する問合せ及び異議には応じない。

5 契約の締結

審査結果に基づき、市と自動発券機システム提供者は協議のうえ、提案内容を反映した仕様書を作成し、契約を締結する。

6 スケジュール

内 容	期 間
質問受付期間	令和4年12月19日（月）から 令和4年12月23日（金）まで
質問回答	令和4年12月26日（月）まで
申込書受付期間	令和4年12月19日（月）から 令和4年12月28日（水）まで
応募書類の提出期限	令和5年 1月11日（水）まで
プレゼンテーション又はヒアリング	令和5年 1月中旬から下旬
選定結果の通知	令和5年 1月下旬から 2月上旬
契約の締結	令和5年 2月中旬予定

※応募者数により、スケジュールが変更になる場合があります

7 自動発券機システム提供者の責務

- (1) 自動発券機システム提供者は、自動発券機システムの広告放映モニターで放映する企業等の広告等の内容について、一切の責任を負うものとする。
- (2) 自動発券機システム提供者は、広告の放映までに広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所用の処置を講じなければならない。
- (3) 自動発券機システム提供者は、広告について第三者から被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決しなければならない。
- (4) 自動発券機システム提供者は、自動発券機システム及び広告に起因して市に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 自動発券機システム提供者は、自動発券機システム及び広告に関する一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その他の行為をその形態のいかんを問わず行ってはならない。

8 その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は失格とします。

ア 応募資格を満たしていない場合

イ 提出期限、提出場所又は提出方法に適合しない場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性を害する行為があった場合

(2) この募集の内容及び企画提案に係る質問については、令和4年12月23日（金）までメールで受け付けます。この回答は、令和4年12月26日（月）までに申込者全員にメールで行います。

9 広告主の納税状況の確認

広告主については、本市の市税等の納税状況を確認する必要があることから、自動発券機システム提供者が広告主を募集する場合は、自動発券機システム提供者は広告主の「広告放映に係る市税納付状況の確認承諾書」（別記様式）を、選定後に提出してください。

なお、広告主が本市の市税を滞納している場合は、自動発券機システム提供者に対して当該広告放映の中止を通知します。

10 問い合わせ先

〒347-8501

埼玉県加須市三俣二丁目1番地1

加須市総務部市民課

電話番号 代表0480-62-1111（内線114）

メールアドレス simin@city.kazo.lg.jp